第5 消防関係機関との業務協定等関係資料

資料5-1 消防関係機関との業務協定等関係資料

名称	締結年月日	協定市町村名等	応援内容	
船舶火災の消火に関する		秋田市消防本部		
秋田海上保安部と秋田市	平成31年1月22日		船舶火災	
消防本部との業務協定		秋田海上保安部		
秋田県広域消防相互応援協		県内市町	大規模又は	
定書	平成29年3月27日	消防の一部事務組合		
		消防を含む一部事務組合	特殊な災害	
秋田広域消防相互応援協		秋田市	火 災	
定書の解釈・運用に係る	平成29年3月27日		救 急	
確認書		湖東地区行政一部事務組合	その他の災害	
秋田外環状道路消防相互		秋田市	火災	
応援協定	平成9年11月5日		救 急	
		湖東地区行政一部事務組合	その他の災害	
秋田空港及びその周辺にお		秋田県	空港および	
ける消防救難活動に関する	平成18年12月20日		その周辺の	
協定		秋田市	消火・救難	
秋田自動車道消防相互応援		秋田市	火 災	
協定	平台0年月月15日	大曲仙北広域市町村圏組合	救 急	
	平成3年7月15日	横手平鹿広域市町村圏組合	その他の災害	
		河辺雄和地区消防一部事務組合		
秋田県消防防災へリコプタ		秋田県・県内市町	火 災	
一応援協定	平成11年4月1日	消防の一部事務組合	救 急	
		消防を含む一部事務組合	その他の災害	
日本海東北自動車道消防相		秋田市	火災	
互応援協定	平成14年10月24日	大曲仙北広域市町村圏組合	救 急	
		本荘地区消防事務組合	その他の災害	
鉄道災害発生時における消		秋田県内消防本部		
防活動に関する協定	平成20年9月17日	東日本旅客鉄道(株)	鉄 道 災 害	
		秋田支社・盛岡支社		
鉄道災害発生時における		秋田市消防本部		
消防活動に関する協定	平成20年12月12日		鉄 道 災 害	
		秋田臨海鉄道(株)		
石油基地自治体協議会加盟		秋田市	コンビナート	
団体災害時相互応援協定	平成23年7月12日		事故	
		石油基地自治体協議会	その他の災害	
日本海東北自動車道消防相		秋田市	火災	
互応援協定	平成13年6月22日	大曲仙北広域市町村圏組合	救急	
		河辺雄和地区消防一部事務組合	その他の災害	
防災資機材の管理運営の委		秋田県	防災資機材の	
託に関する協定	平成22年2月17日		管理運営	
		秋田市		

資料5-2 船舶火災の消火に関する秋田海上保安部と秋田市消防本部との業務協定

(目的)

第1条 この協定は、海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書(昭和43年3月29日締結)に基づき、秋田海上保安部(以下「甲」という。)と秋田市消防本部(以下「乙」という。)との間に業務協定を締結して、秋田船川港「秋田区」およびその付近海上における船舶(消防法第2条の「舟」を含む。以下同じ。)の消火活動を迅速に実施するため、甲と乙が相互に緊密に連絡協同して円滑に消火活動を行うことを目的とする。

(消火活動の担任区分)

- 第2条 次に掲げる船舶の消火活動は主として乙が担任するものとし、甲はこれに協力するものとする。
 - (1) ふ頭又は岸壁にけい留された船舶および上架又は入渠中の船舶
 - (2) 河川における船舶
 - 2 前項各号以外の船舶の消火活動は主として甲が担任し、乙はこれに協力するものとする。

(甲の協力事項)

- 第3条 乙の担任にかかる船舶の消火活動のため、乙から要請があった場合において、甲 が協力する事項は次のとおりとする。
 - (1) 巡視船艇による消火活動、海上輸送および警戒
 - (2) その他船舶火災の消火活動に必要な事項
 - 2 前項の消火活動のため派遣された甲の職員は、乙の上席職員と協議の上、有効な消 火活動を行うものとする。

(乙の協力事項)

- 第4条 甲の担任にかかる船舶の消火活動のため、甲から要請があった場合において、乙が協力する事項は次のとおりとする。
 - (1) 消火活動に必要な場合における甲の指定する場所への消防車両等の出動
 - (2) 船舶又は流出油による火災に対して陸上からの消火活動が有効であると認めた場合における消防車両等の出動
 - (3) その他船舶火災の消火活動に必要な事項
 - 2 前項の消火活動のため派遣された乙の職員は、甲の上席職員と協議の上、有効な消 火活動を行うものとする。

「火災原因および損害の調査]

第5条 船舶の火災原因ならびに火災および消火により受けた損害の調査は、甲と乙とが 協議して行うものとする。 (情報等の交換)

第6条 法令に定めるもののほか、入港船舶の危険物積載の状況、化学消火剤の備蓄状況 等消火活動上あらかじめ掌握しておくことが必要と認められる資料および情報につい ては相互に交換するものとする。

(火災の相互涌報)

第7条 甲又は乙が船舶火災を認知したときは、相互に直ちにその旨を通報するものとする。

(単独による消火)

第8条 甲又は乙が単独で船舶火災の消火に従事したときは、すみやかにそのてん末を相 互に連絡するものとする。

(費用の負担)

第9条 船舶火災の活動に要した経費は、出動した機関がそれぞれ負担するものとする。 ただし、特に多額の経費を要した場合における当該特別に要した経費の負担は、その 都度両者協議の上定めるものとする。

(大型タンカー等の事故対策)

- 第10条 大型タンカー等の事故の場合における消火活動を効果的に行うため、甲および乙は、地方防災会議等を活用して、おおむね次の事項につき連絡調整を行うものとする。
 - (1)情報および資料の交換
 - (2)消火活動要領
 - (3) 必要な器材、器具等の整備計画の作成およびその実施の推進

(その他)

- 第11条 この協定の遂行に万全を期するため、他の協力団体等については、相互に連絡調整を行うものとする。
 - 2 本協定の一部又は全部を改訂しようとするときは、両者協議の上これを行うものと する。
 - 3 この協定を証するため、正本2通を作成し、両者各1通を保管するものとする。

附則

- 1 この協定は、平成31年1月22日施行する。
- 2 昭和44年10月7日締結の秋田海上保安部と秋田市消防本部との船舶火災に関する業務協定は、この協定の効力発生の日をもって廃止する。

平成31年1月22日

秋田海上保安部長 真 﨑 和 彦

秋田市消防長佐 藤 好 幸

資料5-3 秋田県広域消防相互応援協定書

(目的等)

第1条 この協定書は、消防組織法(昭和22年法律第226号。以下「法」という。)第39条 第2項の規定に基づき、秋田県内の市町、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務 組合(以下「市町等」という。)相互の消防広域応援体制を確立し、大規模災害等に対処 することを目的とする。

(大規模災害等)

- 第2条 この協定において「大規模災害等」とは、次の各号に掲げるもののうち応援活動 を必要とするものをいう。
 - (1) 大規模林野火災、高層建築物火災、危険物火災その他特殊火災
 - (2) 地震、風水害その他大規模な自然災害
 - (3) 航空機事故、列車事故のうち、大規模又は特殊な事故
 - (4) 毒性物質、生物剤又は放射性物質に係る事故による災害
 - (5) 前各号に掲げるもの以外の大規模若しくは特殊な災害又は事故

(地域ブロック区分)

- 第3条 秋田県内を次の地域に区分するものとする。
 - 県北地域ブロック

能代山本広域市町村圏組合消防本部管内、大館市消防本部管内、鹿角広域行政組合消防本部管内及び北秋田市消防本部管内

(2) 中央地域ブロック

秋田市消防本部管内、男鹿地区消防一部事務組合消防本部管内、五城目町消防本部管内及び湖東地区消防本部管内

(3) 県南地域ブロック

大曲仙北広域市町村圏組合消防本部管内、横手市消防本部管内、由利本荘市消防本部管内、湯沢雄勝広域市町村圏組合消防本部管内及びにかほ市消防本部管内

(代表消防機関の設置)

- 第4条 この協定による相互の応援活動を円滑に実施するため、代表消防機関、代表消防機関代行及び地域ブロック代表消防機関(以下「代表消防機関等」という。)を設置する。
- 2 前項の代表消防機関及び代表消防機関代行は、緊急消防援助隊秋田県隊応援等実施計画第2によるものとし、代表消防機関等を次のとおり定める。この場合において、代表消防機関代行は、代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できないときは、当該任務を代行するものとする。
 - (1) 代表消防機関

秋田市消防本部

(2) 代表消防機関代行

- ア 大曲仙北広域市町村圏組合消防本部
- イ 能代山本広域市町村圏組合消防本部
- (3) 地域ブロック代表消防機関

次のアからウまでに掲げる地域ブロックの区分に応じ、当該アからウまでに定める消防本部

- ア 県北地域ブロック 能代山本広域市町村圏組合消防本部
- イ 中央地域ブロック 秋田市消防本部
- ウ 県南地域ブロック 大曲仙北広域市町村圏組合消防本部

(応援隊の登録)

第5条 市町等は、応援出動が可能な指揮隊、消防隊、救助隊、救急隊等(以下「応援隊」 という。)をあらかじめ登録しておくものとする。

(代表消防機関等の任務)

- 第6条 代表消防機関の任務は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 秋田県との連絡調整及び情報交換に関すること。
 - (2) 地域ブロック代表消防機関との連絡調整及び情報交換に関すること。
 - (3) 秋田県内の応援可能な応援隊の把握に関すること。
 - (4) 応援の要請時における秋田県内の応援可能な応援隊の調整に関すること。
- 2 地域ブロック代表消防機関の任務は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 代表消防機関及び当該地域内消防本部との連絡調整及び情報交換に関すること。
 - (2) 当該地域内の応援可能な応援隊の把握に関すること。
 - (3) 応援の要請時における当該地域内の応援可能な応援隊の調整に関すること。

(応援要請)

- 第7条 応援要請は、大規模災害等が発生した市町等(以下「要請側」という。)の長又は消防長が、次に掲げる区分により、他の市町等(以下「応援側」という。)の長又は消防長に対し、代表消防機関等を通じて行うものとする。ただし、代表消防機関等を通じて要請するいとまがない場合は、直接応援側へ要請できるものとする。この場合、当該要請後に代表消防機関等へ報告するものとする。
 - (1) 第1要請

同一地域ブロック内の市町等に対する応援要請

(2) 第2要請

他地域ブロックの市町等に対する応援要請

(3) 第3要請

県内全域の市町等に対する応援要請

- 2 前項の応援要請は、電話等により迅速に行うものとし、当該応援要請後においては、 遅滞なくその内容を書面にするものとする。
- 3 応援要請に際しては、次の各号に定める事項を連絡するものとする。

- (1) 災害の発生場所及び概要
- (2) 必要とする車両、人員及び資機材
- (3) 集結場所及び活動内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要と認める事項
- 4 代表消防機関等は、第1項に規定する応援要請があった場合には、秋田県に対して必要な事項を報告するとともに、要請側の長又は消防長と応援隊編成等の調整を行うものとする。

(応援出動準備体制)

第8条 各市町等は、災害の規模に照らし出動が予想される場合には、速やかに管内の被害状況を確認し、応援隊としての出動の可否を代表消防機関及び地域ブロック代表消防機関に報告するとともに、出動準備を行うものとする。

(応援隊の派遣等)

- 第9条 第7条第1項の規定により応援要請を受けた応援側の長又は消防長は、応援側の 市町等の消防力に支障が生じる等特別な理由がある場合を除き、応援隊を派遣するもの とする。
- 2 応援側の長又は消防長は、応援隊を派遣する場合は、属する地域ブロック代表消防機 関を通じ、代表消防機関に対して出動隊数、出動隊員数、無線の呼称その他の必要な事 項について報告するものとする。
- 3 代表消防機関の長は、応援隊の派遣が決定した場合は、速やかに要請側の長又は消防 長に対してその旨を連絡し、併せて秋田県に報告するものとする。
- 4 応援側の長又は消防長は、応援隊を派遣することができない場合は、速やかに属する地域ブロック代表消防機関を通じて代表消防機関に報告するものとする。

(応援隊の指揮)

第10条 応援隊は、法第47条第1項の規定に基づき、要請側の長の指揮の下に行動するものとする。

(指揮支援体制)

第11条 応援隊の指揮は、代表消防機関等の職員が行うものとし、原則として被災地消防 本部において、要請側の長の指揮の下、応援隊を統括し活動の管理を行うものとする。

(応援の中断)

第12条 応援側の都合により応援隊を帰還させるべき特別な事態が生じた場合において は、応援側の長又は消防長は、要請側の長又は消防長と協議の上、応援活動を中断する ことができるものとする。

(経費の負担)

第13条 応援に要する経費の負担は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 応援側が負担する経費は、次に掲げるものとする。
 - ア 旅費及び出動手当等の人件費
 - イ 公務災害補償に要する経費
 - ウ 車両及び機械器具の燃料費 (現地における補給燃料に係る経費を除く。)
 - エ 車両及び機械器具の修理費
 - オ 要請側との間の移動中に第三者に与えた損害の賠償費等
- (2) 要請側が負担する経費は、次に掲げるものとする。
 - ア 応援活動中に調達した車両及び機械器具の燃料費
 - イ 宿泊費及び食糧費
 - ウ 応援活動中に第三者に与えた損害の賠償費等(応援側の故意又は重大な過失に基づく損害賠償費を除く。)
 - エ 化学消火薬剤等の資機材費
- (3) 前2号に掲げる費用以外の費用については、当該大規模災害等に関係する市町等相互がその都度協議して定めるものとする。

(協議)

第14条 この協定書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、市町 等相互が協議の上、決定するものとする。

(委任)

第15条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町等の消防長が協議して別に定めるものとする。

(効力の発生等)

第16条 この協定は、平成29年4月1日から効力を発生するものとし、秋田県広域消防相 互応援協定(平成22年12月22日締結)は、平成29年4月1日をもって廃止する。

本協定の締結を証するため、本協定書13通を作成し、市町等において各1通を保有するものとする。

平成29年3月27日

 秋
 田
 市

 市
 長
 穂
 積

 志

 横
 手
 市

 市
 長
 福
 原

 市
 長
 福
 原

由 利 本 荘 市

市 長 長谷部 誠

北 秋 田 市

市長津谷永光

にかほ市

市長横山忠長

五 城 目 町

町 長 渡邉 彦兵衛

湯沢雄勝広域市町村圏組合

管理者 齊藤光喜

能代山本広域市町村圏組合

理事会代表理事 齊 藤 滋 宣

大曲仙北広域市町村圏組合

管理者 門脇 光浩

鹿角広域行政組合

管理者 児玉 一

男鹿地区消防一部事務組合

管理者 渡部 幸男

湖東地区行政一部事務組合

管理者 畠山 菊夫

資料5-4 秋田県広域消防相互応援協定書の解釈・運用に係る確認書

この確認書は、秋田県広域消防相互応援協定(平成29年3月27日締結。以下「協定」という。)第15条の規定に基づき、消防相互応援について必要な事項を定めるものとする。

- 1 協定は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第43条及び同法第44条に規定する「非常 事態」においても適用する。
- 2 協定第5条に定める登録は、要請側が必要とする応援隊をあらかじめ把握することを 目的としており、協定第7条に定める応援要請において、登録されていない応援隊の要 請を妨げるものではない。
- 3 協定第13条に定める応援側の負担する経費のうち、要請側が特別地方交付税として交付を受けた額については、要請側の負担とする。
- 4 協定第13条(1)エに定める修理費は、破損の程度にかかわらず応援側の負担とする。
- 5 協定第13条(1)オに定める「移動中」とは、要請を受けて要請側指揮下に入るまで、又 応援活動を終了して要請側指揮下を離れてからをいう。
- 6 協定第13条(2)ア及びウに定める「応援活動中」とは、要請側指揮下において応援活動 を実施している間をいい、要請側指揮下内の移動も含むものとする。
- 7 協定第13条(2) ウに定める「賠償費等」のうち、交通事故に関する賠償費等については、 その都度協議して定めるものとする。
- 8 この確認書に定めのない事項又は疑義を生じたときは、その都度協議して定めるものとする。
- 9 秋田県広域消防相互応援協定書の解釈・運用に係る確認書(平成22年12月22日締結) は、廃止する。

この確認書の成立を証するため、確認書13通を作成し、消防本部において各1通を保有するものとする。

秋		市	E.	H	本	1 7	去
	仴	防	文	佐	胶	好	幸
横	手	市					
	消	防	長	大	石	義	孝
_	松士	. .					
大	館消		長	佐	藤	久	仁
				,	744	,	
由利	本荘	市					
	消	防	長	畠	山		操
北	秋	田	市				
16		•	長	中	嶋		誠
に	カュ	ほ	市				
	消	防	長	伊	藤	伸	司
五.	城	目	町				
	消		· 長	伊	藤		豊
湯沢			市町村圏組				
	消	防	長	高	橋	禎	悦
能代	山本	広域	市町村圏組	.合			
		防		泉			篤
大曲			市町村圏組				
	消	防	長	森	Ш	正	明
鹿角	広域	行政	組合				
,,,,		防		秋	元	英	俊
男鹿			一部事務組				
	消	防	長	浅	并		学
湖東	地区	行政	一部事務組	.合			
		防		高	橋	敏	明

資料5-5 秋田外環状道路消防相互応援協定

消防組織法(昭和22年法律第226号)第21条の規定に基づき、秋田市および湖東地区行政一部事務組合(以下「協定市等」という。)は、秋田外環状道路秋田北インターチェンジから昭和男鹿半島インターチェンジまでの区間(以下「相互応援区間」という。)における消防および救急業務に関する相互応援について、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、相互応援区間において、火災、救急その他の災害(以下「災害」という。)が発生した場合に、協定市等が相互に災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

(応援)

第2条 協定市等は、前条の目的を達成するため、相互に応援の要請があった場合は、消 防隊又は救急隊(以下「消防隊等」という。)の派遣を行うものとする。

(出動消防隊等)

第3条 この協定により出動する消防隊等は、常備消防機関の消防隊等とする。

(担当区間)

第4条 協定市等の担当区間は、別表のとおりとする。

(応援に要した経費等の負担)

- 第5条 応援に要した経費等は、次のとおりとする。
- (1) 応援のために要した経費および事故により生じた経費は、応援側の負担とする。ただし、前記以外の経費は、被応援側の負担とする。
- (2) 応援隊員が受けた損害の補償は、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121 号)によるものとする。
- (3) 応援隊員が第三者に与えた損害は、交通事故の場合は自動車損害賠償責任保険によるものとし、その範囲を超えるものおよびその他の損害については、被応援側と協議の上決定するものとする。

(委任)

第6条 この協定の業務実施に関し必要な事項は、協定市等の消防長が協議の上定める。

(施行期日)

第7条 この協定は、相互応援区間供用開始の日から施行する。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、記名押印のうえ、各自1通を保

有する。

平成9年11月5日

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市 秋田市長 石 川 錬 治 郎

南秋田郡井川町喜兵衛堰10の1 湖東地区行政一部事務組合 管理者 北 嶋 義 則

資料5-6 秋田外環状道路消防相互応援協定に基づく覚書

平成9年11月5日付けをもって秋田市および湖東地区行政一部事務組合との間に締結した秋田外環状道路内の秋田北インターチェンジから昭和男鹿半島インターチェンジ間における秋田外環状道路消防相互応援協定に関する協定書(以下「協定書」という。)第6条に基づき、この覚書を交換する。

(消防および救急業務の適用範囲)

- 第1条 相互応援区間の次の部分において発生した災害に適用する。
- (1) 車両通行路
- (2) インターチェンジ
- (3) 車両通行路の築堤部分

(担当区域)

- 第2条 前条第1号および第2号に係る災害の担当区域は、協定書別表のとおりとする。
- 2 前条第3号に係る災害については、当該災害等発生地を管轄する消防長が担当するものとする。

(災害出動)

- 第3条 相互応援区間における災害の出動は、原則として次の各号による。
- (1) 災害の通報を受けた協定市等の消防長は、直ちに所要の消防隊等を出動させるとともに、関係消防長に通報するものとする。
- (2)協定市等の消防長は、当該災害を自己の消防機関のみでは対処できない場合は、関係消防長に対し応援を要請するものとする。
- (3) 前号の要請を受けた消防長は、遅滞なく通報又は内容に応じ所要の消防隊等を出動させるものとする。

(指揮)

第4条 応援のため出動した消防隊等は、被応援側の現場にある最高指揮者の指揮に従う ものとする。

(現場活動の原則)

- 第5条 消防隊等の現場活動は、相互応援区間上の消防隊等が主体となって活動し、他の 消防隊等は相互応援区間側道等を利用し、それを支援するものとする。
- 2 被救護者を搬送する場合は、原則として進行方向の直近インターチェンジ付近の救急 告示医療機関およびその他の医療機関(以下「救急病院等」という。)に搬送するものと する。

(消防隊等の留意事項)

- 第6条 消防隊等は、現場活動に際しては次の事項に留意しなければならない。
- (1) 警察官の行う交通規制状況の確認
- (2) 隊員の危険防止
- (3) 警察官および日本道路公団職員との緊密な連絡

(救急病院等の状況)

第7条 協定市等の消防長は、消防隊等が出動した場合救急病院等の受入れ状況を確認し 連絡するものとする。

(災害の事務処理)

- 第8条 災害の事務処理は、災害発生行政区域の協定市等の消防長が行うものとする。
- 2 前項の事務処理を行う場合において、協定市等の消防長は行政区域外の災害事務処理 について調査協力するものとする。
- 3 火災以外の災害については、その災害を取り扱った協定市等が行うものとする。

(無線の運用)

第9条 無線の運用については、県内共通波とする。

(協議)

第10条 この覚書に定めのない事項又は疑義が生じたときは、そのつど消防長が協議して 定める。

(施行期日)

第11条 この覚書は、相互応援区間供用開始の日から実施する。

この覚書の成立を証するため、本覚書2通を作成し記名押印の上、各自1通を保有する。

平成9年11月5日

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市消防長 高 橋 弘

南秋田郡井川町喜兵衛堰10の1 湖東地区行政一部事務組合 消防長 菅 原 靖 朗

別表(第2条関係)

インターチェンジ	41 V C III
所在市、組合	担 当 区 間
秋 田 市	秋田北インターチェンジから昭和男鹿半島
秋 田 市	インターチェンジまでの下り線
湖東地区行政(組)	昭和男鹿半島インターチェンジから秋田北
例果地区11 以(組) 	インターチェンジまでの上り線

資料5-7 秋田空港及びその周辺における消防救難活動に関する協定

秋田県知事及び秋田市長は、秋田空港(以下「空港」という。)及びその周辺における消火救難活動について、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、空港及びその周辺における航空機に関する火災若しくは空港におけるその他の火災又はそれらの発生の恐れのある事態(以下「緊急事態」という。)に際し、秋田空港管理事務所(以下「甲」という。)と秋田市消防機関(以下「乙」という。)は緊密な協力のもとに一貫した消火救難活動を実施し、被害の防止又は軽減を図ることを目的とする。

(区分)

- 第2条 空港における緊急事態の消火救難活動は、甲が第一次的にこれにあたり、乙は必要に応じて出動するものとする。
- 2 空港周辺における緊急事態の消火救難活動は、乙が第一次的にこれにあたり、甲は必要に応じて出動するものとする。

(緊急事態の通報)

- 第3条 空港に緊急事態が発生した場合には、甲は乙に対して速やかに通報するものとし、 空港周辺に緊急事態が発生した場合には、乙は甲に対して速やかに通報するものとする。
- 2 前項の通報は、次の事項について電話その他の方法により行うものとする。
 - (1) 緊急事態の種類
 - (2) 航空機の種類及び搭乗人員
 - (3) 緊急事態発生の場所及び時刻
 - (4)消防隊及び救急隊の到着すべき場所
 - (5) その他必要な事項
- 3 通報に応じて出動した甲または乙は、現場に到着したときは速やかに通報した機関に 連絡するものとする。

(費用の負担)

第4条 消防救難活動のために要する費用の負担については、別に両者協議して定めるものとする。

(事故等の調査に対する協力)

第5条 甲及び乙は、消防救難業務を実施するにあたっては、当該航空機の状態、現場に おける痕跡その他火災事故等の調査に必要な資料の保存に留意するものとする。

(通報)

第6条 甲又は乙が単独で消防救難活動に従事したときは、速やかにその顛末を相互に通報するものとする。

(訓練)

第7条 甲及び乙は、協議して緊急事態における消火救難活動に関する計画を立案し、総 合訓練を定期的に実施するものとする。

(資料の交換)

第8条 甲及び乙は、空港に到着する航空機、空港における諸施設、相互の消防機器、人員等消火救難活動に必要な資料を交換するものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めるもののほか必要な事項は、甲及び乙が協議して定める。

平成18年12月20日

秋 田 市 長 佐 竹 敬 久

資料5-8 秋田自動車道消防相互応援協定

消防組織法(昭和22年法律第226号)第21条の規定に基づき、秋田市、大曲仙北 広域市町村圏組合、横手平鹿広域市町村圏組合および河辺雄和地区消防一部事務組合(以 下「協定市等」という。)は、秋田自動車道秋田南インターチェンジから横手インターチェ ンジまでの区間(以下「相互応援区間」という。)における消防および救急業務に関する相 互応援について、次のとおり協定する。

(目 的)

第1条 この協定は、相互応援区間において、火災、救急その他の災害(以下「災害」という。)が発生した場合に、協定市等が相互に災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

(応援)

第2条 協定市等は、前条の目的を達成するため、相互に応援の要請があった場合は、 消防隊又は救急隊(以下「消防隊等」という。)の派遣を行うものとする。

(出動消防隊等)

第3条 この協定により出動する消防隊等は、常備消防機関の消防隊等とする。

(担当区間)

第4条 協定市等の担当区間は、別表のとおりとする。

(応援に要した経費等の負担)

- 第5条 応援に要した経費等は、次のとおりとする。
 - 一 応援のために要した経費および事故により生じた経費は、応援側の負担とする。 ただし、前記以外の経費は被応援側の負担とする。
 - 二 応援隊員が受けた損害の補償は、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第12 1号)によるものとする。
 - 三 応援隊員が第三者に与えた損害は、交通事故の場合は自動車損害賠償責任保険によるものとし、その範囲を越えるものおよびその他の損害については、被応援側と協議のうえ決定するものとする。

(委 任)

第6条 この協定の業務実施に関し必要な事項は、協定市等の消防長が協議のうえ定める。

(施行期日)

第7条 この協定は、相互応援区間供用開始の日から施行する。

この協定の成立を証するため、本協定書4通を作成し、記名押印の上、各自1通を 保有する。

平成3年7月15日

秋田市山王一丁目1番1号

秋 田 市

秋田市長 石川 錬 治郎

大曲市花園町1番1号

大曲仙北広域市町村圏組合

管 理 者 高 橋 司

横手市前郷字下三枚橋163番地

横手平鹿広域市町村圏組合理事会代表理事

横手市長 寺田 典城

河辺郡河辺町北野田高屋字黒沼下堤下20番地の14

河辺雄和地区消防一部事務組合

管 理 者 大 山 博 美

資料5-9 秋田自動車道消防相互応援協定書の覚書

平成3年7月15日付けをもって秋田市、大曲仙北広域市町村圏組合、横手平鹿広域市町村圏組合および河辺雄和地区消防一部事務組合との間に締結した秋田自動車道路内の秋田南インターチェンジから横手インターチェンジ間における秋田自動車道消防相互応援協定に関する協定書(以下「協定書」という。)第6条に基づき、この覚書を交換する。

(消防および救急業務の適用範囲)

- 第1条 相互応援区間の次の部分において発生した災害に適用する。
 - 一 車両涌行路
 - 二 インターチェンジ、パーキングエリアおよびサービスエリアの各地内
 - 三 車両通行路の築堤部分

(担当区域)

- 第2条 前条第一号および第二号に係る災害の担当区域は、協定書別表のとおりとする。
- 2 前条第三号に係る災害については、当該災害等発生地を管轄する消防長が担当するものとする。

(災害出動)

- 第3条 相互応援区間における災害の出動は、原則として次の各号による。
- 一 災害の通報を受けた協定市等の消防長は、直ちに所要の消防隊等を出動させるととも に、関係消防長に通報するものとする。
- 二 協定市等の消防長は、当該災害を自己の消防機関のみでは対処できない場合は、関係 消防長に対し応援を要請するものとする。
- 三 前号の要請を受けた消防長は、遅滞なく通報又は内容に応じ所要の消防隊等を出動させるものとする。

(指 揮)

第4条 応援のため出動した消防隊等は、被応緩側の現場にある最高指揮者の指揮に従う ものとする。

(現場活動の原則)

- 第5条 消防隊等の現場活動は、相互応援区間上の消防隊等が主体となって活動し、他の 消防隊等は相互応援区間の側道等を利用し、それを支援するものとする。
- 2 被救護者を搬送する場合は、原則として進行方向の直近インターチェンジ付近の救 急告示医療機関、その他の医療機関(以下「救急病院等」という。)に搬送するものと する。

(消防隊等の留意事項)

- 第6条 消防隊等は、現場活動に際しては次の事項に留意しなければならない。
 - 一 警察官の行う交通規制状況の確認
 - 二 隊員の危険防止
 - 三 警察官および日本道路公団職員との緊密な連絡

(救急病院等の状況)

第7条 協定市等の消防長は、消防隊等が出動した場合救急病院等の受入れ状況を確認し 連絡するものとする。

(災害の事務処理)

- 第8条 災害の事務処理は、災害発生行政区域の協定市等の消防長が行うものとする。
- 2 前項の事務処理を行う場合において、協定市等の消防長は行政区域外の災害事務処理 について調査協力するものとする。
- 3 火災以外の災害については、その災害を取り扱った協定市等が行うものとする。

(無線の運用)

第9条 無線の運用については、県内共通波とする。

(協議)

第10条 この覚書に定めのない事項又は疑義が生じたときは、そのつど消防長が協議して 定める。

(施行期日)

第11条 この覚書は、相互応援区間供用開始の日から実施する。

この覚書の成立を証するため、本覚書4通を作成し記名押印の上、各自1通を保有する。

平成3年7月15日

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市消防長 中 山 富 治

大曲市栄町13番47号 大曲仙北広域市町村圏組合副管理者 消防長事務取扱 西 村 茂 横手市根岸町5番36号 横手平鹿広域市町村圏組合 消 防 長 高 橋 操

河辺郡河辺町北野田高屋字黒沼下堤下20番地の14 河辺雄和地区消防一部事務組合 消 防 長 大 山 博 美

別 表

インターチェンジ 所 在 市 町 (組)	担	当	区	間
秋 田 市	秋田南インターチェ	ンジから協	和インターチェ	ンジまでの上り線
大曲仙北広域(組)	協和インターチェン	ジから横手	インターチェン	/ジまでの上り線
	大曲インターチェン	ジから秋田	南インターチェ	ンジまでの下り線
横手平鹿広域(組)	横手インターチェン	ジから大曲	インターチェン	/ジまでの下り線

資料5-10 秋田県消防防災へリコプター応援協定

(目的)

第1条 この協定は、秋田県内の市町、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合 (以下「市町等」という。)が、災害による被害を最小限に防止するため、秋田県が所有 する消防防災へリコプター(以下「消防防災へリ」という。)の応援を求めることについ て必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 この協定に基づき市町等が消防防災ヘリの応援を求めることができる地域は、当該市町等の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは、消防組織法(昭和22年法律第226号)第1条 に規定する災害をいう。

(応援要請)

- 第4条 この協定による応援要請は、災害発生の市町等の長が、消防防災へリの特性を十分に発揮することができると認められる場合で、原則として、次に掲げる要件を満たす場合に秋田県知事(以下「知事」という。)に対して行うものとする。
 - (1)公共性 災害等から住民の生命及び財産を保護し、被害の軽減を図るものであること。
 - (2) 緊急性 差し迫った必要性があること。
 - (3) 非代替性 消防防災ヘリによる活動が最も有効であること。
- 第5条 応援要請は、秋田県消防防災航空隊(以下「消防防災航空隊」という。) に電話等 により、次の事項を明らかにして行うものとする。
 - (1) 災害の種類
 - (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
 - (3) 災害発生現場の気象状況
 - (4) 災害現場の最高指揮者の職及び氏名並びに連絡方法
 - (5) 飛行現場離着陸場の所在地及び地上支援体制
 - (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
 - (7) その他必要な事項

(消防防災航空隊の派遣)

- 第6条 知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状況等 を確認の上、消防防災航空隊を派遣するものとする。
- 2 知事は、応援要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに、災害発生の市 町等の長に通報するものとする。

(消防防災航空隊の隊員の指揮)

第7条 前条第1項の規定により消防防災航空隊を派遣する場合において、災害現場における消防防災航空隊の隊員の指揮は、災害発生の市町等の消防長が行うものとする。ただし、緊急の場合は災害現場の最高指揮者が行うことができるものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第8条 応援要請に基づき消防防災航空隊の隊員が消防活動に従事する場合においては、 災害発生の市町等の長から消防防災航空隊の隊員を派遣している市町等の長に対し、秋 田県消防相互応援協定書(平成6年12月1日締結。以下「相互応援協定」という。)第 5条の規定に基づき応援要請があったものとみなす。

(その他)

第9条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項は、秋田県及び 市町等が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、正本18通を作成し、知事及び市町等の長が記名押印のうえ、 各自その1通を所持する。

附則

この協定は、平成11年4月1日から施行する。

平成11年4月1日

秋田県

秋田市

市長石川錬治郎

五城目町

町 長 佐藤邦夫

鹿角広域行政組合

管理者 杉 江 宗 祐

大館周辺広域市町村圏組合

管理者 小畑 元

鷹巣阿仁広域市町村圏組合

管理者 松 橋 久太郎

二ツ井町藤里町消防一部事務組合 管理者 丸 岡 一 直 能代地区消防一部事務組合 管理者 宮 腰 洋 逸

山本郡南部地区消防一部事務組合 管理者 石 井 洋 佑

湖東地区行政一部事務組合 管理者 北 嶋 義 則

男鹿地区消防一部事務組合 管理者 佐藤 一誠

河辺雄和地区消防一部事務組合 管理者 大山博美

本荘地区消防事務組合 管理者 柳 田 弘

仁賀保地区消防組合 管理者 巴 徳 雄

矢島地区消防組合 管理者 佐藤清圓

大曲仙北広域市町村圏組合 管理者 高橋 司

横手平鹿広域市町村圏組合 理事会代表理事 横手市長 五十嵐 忠 悦

湯沢雄勝広域市町村圏組合 理事会代表理事 二 坂 信 邦

資料5-11 日本海東北自動車道消防相互応援協定書

消防組織法(昭和22年法律第226号)第21条の規定に基づき、秋田市、本荘地区 消防事務組合および河辺雄和地区消防一部事務組合(以下「協定市等」という。)は、日本 海東北自動車道秋田空港インターチェンジから岩城インターチェンジまでの区間(以下「相 互応援区間」という。)における消防および救急業務に関する相互応援について、次のとお り協定する。

(目 的)

第1条 この協定は、相互応援区間において、火災、救急その他の災害(以下「災害」という。)が発生した場合に、協定市等が相互に災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

(応援)

第2条 協定市等は、前条の目的を達成するため、相互に応援の要請があった場合は、消 防隊又は救急隊(以下「消防隊等」)という。)の派遣を行うものとする。

(出動消防隊等)

第3条 この協定により出動する消防隊等は、常備消防機関の消防隊等とする。

(担当区間)

第4条 協定市等の担当区間は、別表のとおりとする。

(応援に要した経費等の負担)

- 第5条 応援に要した経費等は、次のとおりとする。
 - (1) 応援のために要した経費および事故により生じた経費は、応援側の負担とする。 ただし、前記以外の経費は、被応援側の負担とする。
 - (2) 応援隊員が受けた損害の補償は、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第12 1号)によるものとする。
 - (3) 応援隊員が第三者に与えた損害は、交通事故の場合は自動車損害賠償責任保険によるものとし、その範囲を超えるものおよびその他の損害については、被応援側と協議のうえ決定するものとする。

(委 任)

第6条 この協定の業務実施に関し必要な事項は、協定市等の消防長が協議のうえ定める。

(施行期日)

第7条 この協定は、相互応援区間供用開始の日から施行する。

この協定の成立を証するため、本協定書3通を作成し、記名押印のうえ、各自1通を保有する。

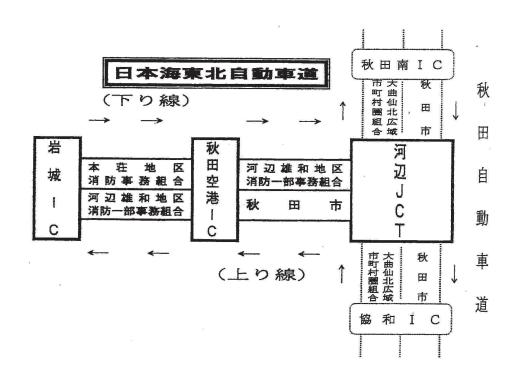
平成14年10月24日

秋田市山王一丁目1番1号秋田市秋田市長佐竹敬久

本荘市出戸町字尾崎17番地 本荘地区消防事務組合 管理者柳田 弘

河辺郡河辺町北野田高屋字黒沼下堤下20番地の14 河辺雄和地区消防一部事務組合 管理者 大山博美

実 施 機 関	担当区間等
本 荘 地 区 消防事務組合	岩城インターチェンジから秋田空港インターチェンジまでの下り線
河 辺 雄 和 地 区 消防一部事務組合	秋田空港インターチェンジから岩城インターチェンジまでの上り線



資料5-12 鉄道災害発生時における消防活動に関する協定

秋田県内の消防機関(以下「甲」という。)および鉄道事業者(以下「乙」という。)は、 秋田県内を運行する鉄道の駅構内および軌道敷内における災害ならびに鉄道沿線における 火災(以下「鉄道災害」という。)への対応について、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、秋田県内において発生した鉄道災害に際し、甲と乙が、緊密な協力 のもとに一貫した活動を実施し、安全かつ迅速な災害対応および公共交通機関の早期運転 再開を図ることを目的とする。

(災害発生の通報)

- 第2条 甲および乙は、鉄道災害が発生し、または鉄道災害が発生するおそれがあると認める情報を覚知したときは、速やかに相互の緊急連絡先に通報するものとする。
- 2 乙は、前項の通報に際して、甲が消防活動を行うために必要な次の事項について、可能な限り甲に伝達するものとする。甲が災害発生場所に到着するまでの間に新たに判明 した情報についても同様とする。
 - (1) 災害の種別および発生状況
 - (2) 発生場所および進入経路
 - (3)乗客数、死傷者数および避難状況
 - (4) 列車の運行状況
 - (5)活動危険および活動障害に関する情報
 - (6) 積載物の名称、性状および数量
 - (7) 現地責任者の氏名および連絡先
 - (8) 乙が実施済みの事項
- 3 甲は、鉄道災害の発生を覚知した場合に、当該災害の発生場所が管轄区域外における ものであるときは、速やかに発生場所を管轄する消防機関に連絡するものとする。
- 4 甲および乙の緊急連絡先は、別に定める。

(情報の共有)

- 第3条 甲および乙は、現地責任者を明確にし、共通の認識のもとで災害対応を行うものとする。
- 2 甲および乙の現地責任者は、災害発生現場に到着した際、相互に把握している情報を 伝達するものとする。

- 3 甲の現地責任者は、消防活動を実施するにあたり、活動方針を乙の現地責任者に説明 し、必要に応じて消防活動に対する協力を要請するものとする。
- 4 乙の現地責任者は、必要に応じてアナウンス等により乗客に災害の状況を説明し、動揺を押さえるとともに、甲と協力して円滑な避難誘導に努めるものとする。
- 5 甲の現地責任者は、消防活動が終了した場合、速やかに乙の現地責任者に連絡するものとする。

(現場誘導)

- 第4条 甲が消防活動を実施するために駅構内および軌道敷内に立ち入る際、乙は安全確保のため必要な社員を同行させて甲を誘導するとともに、必要に応じて監視員を配置して列車の監視にあたるものとする。
- 2 高架、鉄橋、トンネル等、徒歩で進入することが危険かつ困難を伴う場所で鉄道災害が発生した場合、甲はこれらの場所への進入方法について乙と協議し、乙は安全が確保される範囲内において、可能な限り消防隊および必要な資機材を発生場所または発生場所付近まで搬送するための措置を講じるものとする。

(二次災害の防止)

- 第5条 乙は、災害の発生を覚知した場合、災害発生場所に社員を派遣し、必要に応じて、 災害発生区間の列車の運行停止、電源遮断、監視員の配置、退避場所の確保等の安全措 置を講じ、駅構内および軌道敷内における消防隊の安全確保について協力するものとす る。
- 2 甲は、災害現場において消防活動を開始する前に、乙の現地責任者に列車の運行状況および乙が実施した安全措置の状況を確認し、活動隊員の安全を確保してから軌道敷内に 進入するものとする。
- 3 乙は、甲の消防活動が終了した後、甲と協議し、活動隊員全員が軌道敷外に退避し、 安全確認を行った後、運行を再開するものとする。

(消防活動に対する支援)

- 第6条 乙は、消防活動を安全かつ効率的に実施するため、乙の保有する資機材および技術者に関する情報を甲に提供するものとし、甲から資機材の提供および技術者の派遣について要請があった場合は、可能な限りこれに協力するものとする。
- 2 消防活動に際して、鉄道車両の破壊や挙上を行う場合、乙は甲に対して鉄道車両に関する技術的助言を行い、甲は乙の助言のもとに活動するものとする。

(応援要請)

- 第7条 甲は、出動した消防隊のみでは対応が困難と判断した場合には、速やかに応援要請等の措置を図るものとする。
- 2 前項の応援要請を行った場合、甲は乙に対して情報提供するとともに、応援部隊の受け入れについて協力を要請するものとする。

(訓練の実施)

第8条 甲および乙は、相互に定期的な合同訓練の実施に努めるものとする。

(情報の交換)

第9条 甲および乙は、路線の状況、鉄道車両の構造、救助方法、資機材の整備状況等、 鉄道災害発生時の対応に必要と認める事項について、平素から相互に情報交換を行うよ う努めるものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項またはこの協定について疑義が生じたときは、その都 度、甲および乙が協議のうえ定める。

(附 則)

この協定の締結を証するため、協定書 15 通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各自 1 通を保有するものとする。

平成20年 9月17日

消防機関(甲)

秋田市山王1丁目1番1号

秋田市消防本部 消防長 石川 勝直

横手市前郷字下三枚橋269番地

横手市消防本部 消防長 川村 東吉

大館市根下戸新町1番1号

大館市消防本部 消防長 菅原 博昭

由利本荘市字尾崎17番地

由利本荘市消防本部 消防長 中村 晴二

北秋田市鷹巣字北中家下85

北秋田市消防本部 消防長 近藤 文廣

にかほ市金浦町金浦字館ケ森152

にかほ市消防本部 消防長 中津 博行

南秋田郡五城目町字石田六ケ村堰添113-6

五城目町消防本部 消防長 佐藤 真悦

湯沢市材木町2丁目1番3号

湯沢雄勝広域市町村圏組合消防本部 消防長 佐藤 博志

能代市緑町2番22号

能代山本広域市町村圏組合消防本部 消防長 日沼 一之

大仙市大曲栄町13番47号

大曲仙北広域市町村圏組合消防本部 消防長 佐藤 富男

鹿角市花輪字高井田64番地2

鹿角広域行政組合消防本部 消防長 田中 孝夫

男鹿市船川港船川字海岸通り2-12-7

男鹿地区消防一部事務組合消防本部 消防長 近藤 利蔵

南秋田郡井川町浜井川字喜兵衛堰10番地1

湖東地区行政一部事務組合消防本部 消防長 土橋 次男

鉄道事業者(乙)

秋田市中通7丁目1番1号

東日本旅客鉄道株式会社 秋田支社 支社長 吉田 幸一

盛岡市盛岡駅前通1-41

東日本旅客鉄道株式会社 盛岡支社 支社長 早瀬 藤二

資料5-13 鉄道災害発生時における消防活動に関する協定

秋田市消防本部(以下「甲」という。)と秋田臨海鉄道株式会社(以下「乙」という。)は、乙が秋田市内において運行する秋田臨海鉄道の駅構内および軌道敷内における災害ならびに鉄道沿線における災害(以下「鉄道災害」という。)への対応について、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、鉄道災害に際し、甲と乙が、緊密な協力のもとに一貫した活動を実施し、安全かつ迅速な災害対応および秋田臨海鉄道の早期運転再開を図ることを目的とする。

(災害発生の通報)

- 第2条 甲および乙は、鉄道災害が発生し、または鉄道災害が発生するおそれがあると認める情報を覚知したときは、速やかに相互の緊急連絡先に通報するものとする。
- 2 乙は、前項の通報に際して、甲が消防活動を行うために必要な次の事項について、可能な限り甲に伝達するものとする。甲が災害発生場所に到着するまでの間に新たに判明 した情報についても同様とする。
- (1) 災害の種別および発生状況
- (2) 発生場所および進入経路
- (3)乗員数、死傷者数および避難状況
- (4) 列車の運行状況
- (5)活動危険および活動障害に関する情報
- (6) 積載物の名称、性状および数量
- (7) 現地責任者の氏名および連絡先
- (8) 乙が実施済みの事項
- 3 甲および乙の緊急連絡先は、別に定める。

(情報の共有)

- 第3条 甲および乙は、現地責任者を明確にし、共通の認識のもとで災害対応を行うものとする。
- 2 甲および乙の現地責任者は、災害発生現場に到着した際、相互に把握している情報を 伝達するものとする。
- 3 甲の現地責任者は、消防活動を実施するにあたり、活動方針を乙の現地責任者に説明 し、必要に応じて消防活動に対する協力を要請するものとする。

- 4 乙の現地責任者は、甲と協力して円滑な避難誘導に努めるものとする。
- 5 甲の現地責任者は、消防活動が終了した場合、速やかに乙の現地責任者に連絡するものとする。

(現場誘導)

- 第4条 甲が消防活動を実施するために駅構内および軌道敷内に立ち入る際、乙は安全確保のため必要な社員を同行させて甲を誘導するとともに、必要に応じて監視員を配置して列車の監視にあたるものとする。
- 2 徒歩で進入することが危険かつ困難を伴う場所で鉄道災害が発生した場合、甲はこれらの場所への進入方法について乙と協議し、乙は安全が確保される範囲内において、可能な限り消防隊および必要な資機材を発生場所または発生場所付近まで搬送するための措置を講じるものとする。

(二次災害の防止)

- 第5条 乙は、災害の発生を覚知した場合、災害発生場所に社員を派遣し、必要に応じて、 災害発生区間の列車の運行停止、監視員の配置、退避場所の確保等の安全措置を講じ、 駅構内および軌道敷内における消防隊の安全確保について協力するものとする。
- 2 甲は、災害現場において消防活動を開始する前に、乙の現地責任者に列車の運行状況および乙が実施した安全措置の状況を確認し、活動隊員の安全を確保してから軌道敷内に 進入するものとする。
- 3 乙は、甲の消防活動が終了した後、甲と協議し、活動隊員全員が軌道敷外に退避し、 安全確認を行った後、運行を再開するものとする。

(消防活動に対する支援)

- 第6条 乙は、消防活動を安全かつ効率的に実施するため、乙の保有する資機材および技術者に関する情報を甲に提供するものとし、甲から資機材の提供および技術者の派遣について要請があった場合は、可能な限りこれに協力するものとする。
- 2 消防活動に際して、鉄道車両の破壊や挙上を行う場合、乙は甲に対して鉄道車両に関する技術的助言を行い、甲は乙の助言のもとに活動するものとする。

(応援要請)

第7条 甲は、出動した消防隊のみでは対応が困難と判断した場合には、速やかに応援要請等の措置を図るものとする。

2 前項の応援要請を行った場合、甲は乙に対して情報提供するとともに、応援部隊の受け入れについて協力を要請するものとする。

(訓練の実施)

第8条 甲および乙は、相互に定期的な合同訓練の実施に努めるものとする。

(情報の交換)

第9条 甲および乙は、路線の状況、鉄道車両の構造、救助方法、資機材の整備状況等、 鉄道災害発生時の対応に必要と認める事項について、平素から相互に情報交換を行うよ う努めるものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項またはこの協定について疑義が生じたときは、その都 度、甲および乙が協議のうえ定める。

(附 則)

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成20年12月12日

消防機関(甲)

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市消防本部 消 防 長 石 川 勝 直

鉄道事業者(乙)

秋田市土崎港西一丁目12番6号 秋田臨海鉄道株式会社 代表取締役社長 永 田 浩 一 秋田市消防本部と秋田臨海鉄道株式会社は、平成20年12月12日付で締結した「鉄道災害 発生時における消防活動に関する協定書」第2条第3項の規定に基づき、以下のとおり双 方の緊急連絡先を定める。

秋田市消防本部	秋田臨海鉄道株式会社		
火災報知専用電話 119	【営業時間帯:8時20分~17時00分】		
または	秋田港総合事業所 当務駅長		
消防本部指令課	電 話 018-846-3619		
電 話 018-862-7950	018-845-6568		
F A X 018-823-7214	F A X 018-846-3601		
	018-845-8957		
	【営業時間外:上記時間帯以外】		
	秋田港総合事業所長 竹下 廣二		
	携帯電話 090-2979-0149		
	運輸安全部技術課長 田中 恒弘		
	携帯電話 090-4631-0417		

平成20年12月12日現在

資料5-14 石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、石油基地自治体協議会に加盟する団体(以下「加盟団体」という。) が、その地域においてコンビナート事故、地震その他住民の安全を脅かす危機事象によ り被災し、被災団体独自では、十分な応急措置ができない場合に、友愛精神及び大規模 かつ広域的な災害に対する互いのノウハウに基づき、相互に応援協力し、被災団体への 災害対応を行うことを目的とする。

(応援の種類)

- 第2条 応援の種類は、以下のとおりとする。
 - (1)災害への対応に必要な物資の提供
 - (2)災害への対応に必要な人員の派遣
 - (3)負傷者等の医療機関への受入れ
 - (4)被災者の一時的な受入れ
 - (5)前各号に定めるもののほか、特に要請があった事項

(応援の単位)

第3条 災害の規模、時間的経過に応じてスムーズな応援を行うため、加盟団体を別表の とおり5つのブロックに分ける。

(応援の要請)

- 第4条 被災団体は、応援が必要と判断したときは、次に掲げる事項を明らかにし、第9 条第1項に定めるブロック幹事団体に応援を要請する。
 - (1)被災の状況
 - (2)第2条第1号に定める応援を要請する場合は、応援を必要とする物資等の種類、数量、搬入場所及び経路等
 - (3)第2条第2号に定める応援を要請する場合は、応援を必要とする人員の職種、人数、期間、活動内容、派遣場所及び経路等
 - (4) 第2条第3号に定める応援を要請する場合は、受入れを必要とする人数及び診療科目
 - (5) 第2条第4号に定める受入れを要請する場合は、受入れを必要とする人数
 - (6)前各号に掲げるもののほか、特に必要とする事項
- 2 前項の要請は、電話、電信等で行い、後日速やかに文書を送付するものとする。
- 3 ブロック幹事団体は、第1項に定める応援の要請があったときは、応援団体及び応援 項目を決定し、被災団体及び代表幹事団体に通知する。
- 4 前項の場合において、広域被災等によりブロック内で応援ができないとき及びブロック内の応援を実施したにもかかわらず更に応援が必要なときは、ブロック幹事は第9条 第1項に定める代表幹事に応援を要請する。

- 5 代表幹事は、前項に定める応援の要請があったときは、被災団体が所属するブロック の直近のブロック幹事団体に応援を要請する。この場合、直近のブロックが2つある場合は、代表幹事団体とそれぞれのブロック幹事団体が、協議して応援ブロックを決定する。
- 6 前項の決定による応援の実施にもかかわらず、更に応援が必要なときは、代表幹事団体は全てのブロック幹事団体に応援を要請する。
- 7 前2項に規定する応援の実施にあたっては、本条第3項の規定を準用する。

(応援の実施)

第5条 応援を要請された団体は、可能な範囲で応援を実施するものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した経費の負担は、原則として応援を要請した団体の負担とするが、被 災の状況により応援を実施した団体と応援を受けた団体が協議して定める。

(情報及び資料等の交換)

第7条 加盟団体は、この協定が円滑に行われるよう必要に応じて情報交換及び地域防災 計画その他関係資料等の交換を行うものとする。また、各ブロックにおいても同様とす る。

(連絡担当部局)

第8条 加盟団体は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局等を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に情報を交換する。

(代表幹事団体等)

- 第9条 本協定の円滑な遂行のため加盟団体の中から代表幹事団体及び副幹事団体をそれ ぞれ1団体ずつ選出する。また、第3条に定めるブロックからブロック幹事団体及びブロック副幹事団体を1団体選出する。
- 2 前項に定める幹事の任期は、それぞれ1年とする。

(代表幹事団体等の選出)

- 第10条 代表幹事団体は、第3条に定めるブロックの輪番とし、輪番については、別途協議する。また、前条に定めるブロック幹事団体が代表幹事団体に就任する。
- 2 副幹事団体は、前項に定める輪番において、代表幹事団体の次のブロックのブロック 幹事が就任する。
- 3 ブロック幹事団体及びブロック副幹事団体は、各ブロックの加盟団体の互選とする。

(代表幹事団体等の所掌事務)

- 第11条 代表幹事団体は、次の事務を所掌する。
 - (1) 第4条第5項及び第6項に定める応援の要請、取りまとめ及び取りまとめ結果の被災

団体が属するブロック幹事への通知

- (2)被災団体から要請のあった事項に係る調整
- (3)ブロック幹事が行う活動の支援
- (4) 第8条に定める連絡担当部局の取りまとめ
- (5)新たに加入する団体及び離脱する団体の受付
- 2 副幹事団体は、代表幹事団体が上記の所掌事務を処理することが困難なときは、これを代行する。
- 3 ブロック幹事は、次の事務を所掌する。
 - (1) 第4条第3項に定める応援の調整並びに被災団体及び代表幹事団体への通知
 - (2)第4条第4項に定める応援の要請
 - (3)第4条第7項において準用される調整及び代表幹事団体への通知
- 4 ブロック副幹事団体は、ブロック幹事団体が上記の所掌事務を処理することができないときは、これを代行する。

(通信連絡体制の整備)

第12条 加盟団体は、災害時における通信連絡手段の確保に努めるものとする。

(他の協定等との関係)

第13条 この協定は、各加盟団体が個別に災害時の相互応援に関して既に締結しているもの又は今後締結する協定等を妨げるものではない。

(協定に関する協議)

第14条 この協定に定めるもののほか、協定の実施に関して必要な事項は、加盟団体が協議して定める。

指定ブロック

ブロック	都道府県	市町
1)	北海道、青森県、 秋田県、岩手県、 山形県、宮城県	室蘭市、釧路市、苫小牧市、伊達市、石狩市、北斗市、青森市、八戸市、秋田市、男鹿市、久慈市、酒田市、仙台市、塩竈市、多賀城市
2	茨城県、千葉県、 神奈川県	北茨木市、千葉市、市川市、船橋市、市原市、袖ヶ浦市、横浜市、横須賀市
3	新潟県、富山県、 石川県、愛知県、 三重県	新潟市、富山市、金沢市、半田市、碧南市、 東海市、知多市、四日市市
4	大阪府、和歌山県、 岡山県、香川県、 愛媛県	堺市、泉大津市、松原市、高石市、海南市、 有田市、倉敷市、玉野市、坂出市、松山市
(5)	広島県、山口県、 福岡県、佐賀県、 大分県、熊本県、 鹿児島県、沖縄県	大竹市、下関市、宇部市、周南市、防府市、 岩国市、山陽小野田市、和木町、北九州市、 中間市、唐津市、大分市、八代市、鹿児島市、 うるま市

この協定を証するため、協定者が記名押印の上、各自1通を保有する。 この協定は、平成23年7月12日から効力を生ずる。

平成23年7月12日

室蘭市長 釧路市長 青 山 剛 蝦名大也 苫 小 牧 市 長 伊達市長 岩倉博文 菊谷秀吉 石狩市長 北斗市長 田岡克介 高谷寿峰 青森市長 八戸市長 鹿内博 小 林 眞 秋田市長 男 鹿 市 長 穂 積 志 渡部幸男 久 慈 市 長 酒田市長 山内隆文 阿部寿一 仙台市長 塩竈市長 佐藤 昭 奥 山 恵美子 多賀城市長 北茨城市 菊 地 健次郎 長豊田稔

千葉市長熊谷俊人

船橋市長藤代孝七

袖ヶ浦市長 出口 清

横須賀市長吉田雄人

文 豆 田 加

市川市長 大久保 博

市原市長 佐久間隆義

横浜市長林文子

新 潟 市 長 篠 田 昭

富 本 田 榊 海 東海 市 長

四日市市長田中俊行

鈴木淳雄

泉大津市長神谷昇

高石市長阪口伸六

有田市長望月良男

玉 野 市 長 黒 田 晋

松 山 市 長野 志 克 仁

下関市長中尾友昭

周南市長 木村健一郎

岩 国 市 長 福 田 良 彦

和木町長古木哲夫

金沢市長山野之義

碧南市長 禰冝田政信

知多市長加藤功

堺 市 長 竹 山 修 身

松原市長澤井宏文

海南市長神出政日

倉敷市長 伊東香織

坂 出 市 長 綾 宏

大 竹 市 長 入 山 欣 郎

宇部市長 久保田后子

防府市長松浦正人

山陽小野田市長 白 井 博 文

北九州市長北橋健治

中間市長松下俊男

大 分 市 長 釘 宮 磐

鹿児島市長森 博幸

唐津市長 坂井俊之

八代市長福島和敏

うるま市長 島袋俊夫

資料 5 - 1 5 日本海東北自動車道消防相互応援協定

消防組織法(昭和22年法律第226号)第21条の規定に基づき、秋田市、大曲仙北 広域市町村圏組合および河辺雄和地区消防一部事務組合(以下「協定市等」という。)は、 日本海東北自動車道河辺ジャンクション(以下「JCT」という。)から秋田空港インター チェンジ(以下「IC」という。)までの区間(以下「相互応援区間」という。)における 消防および救急業務に関する相互応援について、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、相互応援区間において、火災、救急、その他の災害(以下「災害」という。)が発生した場合に、協定市等が相互に災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

(応援)

第2条 協定市等は、前条の目的を達成するため、相互に応援の要請があった場合は、消 防隊又は救急隊(以下「消防隊等」という。)の派遣を行うものとする。

(出動消防隊等)

第3条 この協定により出動する消防隊等は、常備消防機関の消防隊等とする。

(担当区間)

第4条 協定市等の担当区間は、別表のとおりとする。

(応援に要した経費等の負担)

- 第5条 応援に要した経費等は、次のとおりとする。
 - (1) 応援のために要した経費および事故により生じた経費は、応援側の負担とする。 ただし、前記以外の経費は、被応援側の負担とする。
 - (2) 応援隊員が受けた損害の補償は、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)によるものとする。
 - (3) 応援隊員が第三者に与えた損害は、交通事故の場合は自動車損害賠償責任保険によるものとし、その範囲を超えるものおよびその他の損害については、被応援側と協議のうえ決定するものとする。

(委任)

第6条 この協定の業務実施に関し必要な事項は、協定市等の消防長が協議のうえ定める。

(施行期日)

第7条 この協定は、相互応援区間供用開始の日から施行する。

この協定の成立を証するため、本協定書3通を作成し、記名押印のうえ、各自1通を保

有する。

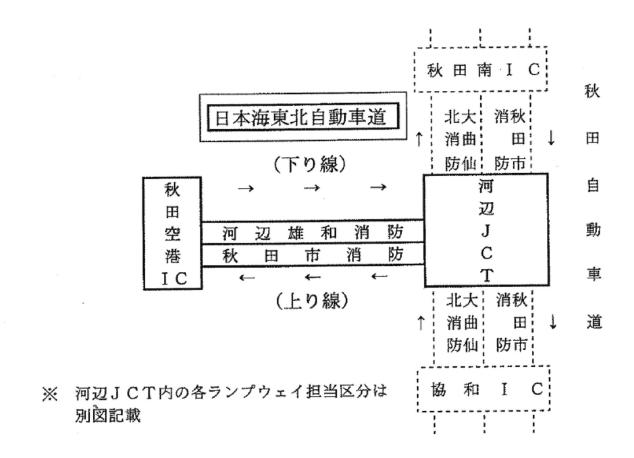
平成13年6月22日

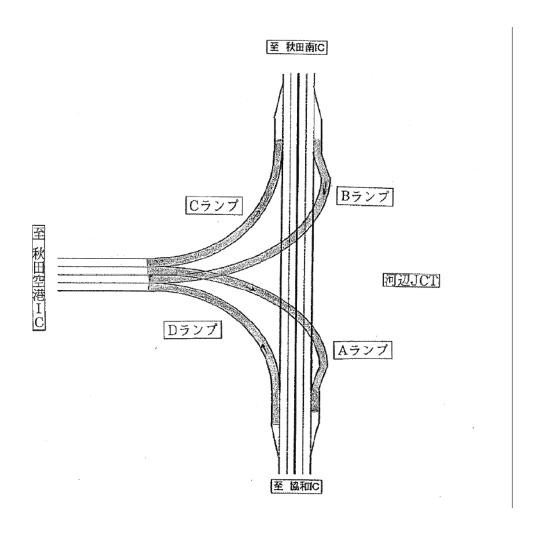
秋田市山王一丁目1番1号 秋田市 秋田市長職務代理者 秋田市助役 相場道也

大曲市花園町1番1号 大曲仙北広域市町村圏組合 管理者 髙橋 司

河辺郡河辺町北野田高屋字黒沼下堤下20番地の14 河辺雄和地区消防一部事務組合 管理者 大山博美

実施期間	担当区間等
秋田市	日本海東北自動車道河辺JCTのうちBランプウェイ部分お
	よび同線上り線のうち河辺JCTから秋田空港ICまでの区間
大曲仙北	日本海東北自動車道河辺JCTのうちDランブウェイ部分
広域市町村圏組合	(Bランンプウェイとの合流点まで)
河辺雄和地区	日本海東北自動車道上り線のうち秋田空港ICから河辺JC
消防一部事務組合	Tまでの区間並びに同道河辺JCTのうちAランプウェイ(秋
	田自動車道との合流点まで)およびCランプウェイ部分(秋田
	自動車道との合流点まで)





秋田市

河辺雄和地区一部消防事務組合

大曲仙北広域市町村圏組合

資料5-16 防災資機材の管理運営の委託に関する協定

石油コンビナート等特別防災区域における防災対策の充実を図るため、秋田県が整備した泡原液貯蔵設備、泡放射砲(以下「資機材」という。)の管理運営の委託について、秋田県(以下「甲」という。)と秋田市(以下「乙」という。)は、次のとおり協定する。

(資機材の管理運営の委託)

- 第1条 甲は、次に掲げる資機材の管理運営を乙に委託するものとする。
 - (1)泡原液貯蔵設備2基

横置円筒型、容量40キロリットル入れ高架タンク 横置円筒型、容量30キロリットル入れ高架タンク

(2)泡放射砲2基

(委託期間)

第2条 委託期間は、昭和61年1月1日から昭和61年12月31日までとする。

ただし、期間満了の日1月前までに甲、乙いずれか一方から解約の申し出のないときは、 この協定は1年間更新されたものとみなし、以後この例によるものとする。

(配置場所及び管理責任者)

第3条 資機材の配置場所及び管理責任者は、次のとおりとする。

配置場所	資機材の種類	数量	管理責任者
秋田市飯島字古道下川端	泡原液貯蔵設備(40k1)	1 基	秋田市消防庁
217の3 県有地			
秋田市土崎港穀保町	泡原液貯蔵設備(30k1)	1 基	秋田市消防庁
130番地の1 県有地			
土崎消防署	泡放射砲	2 基	秋田市消防庁

(管理の義務)

第4条 乙は、資機材の機能を永く維持するために、常に善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

(資機材の件さ)

第5条 甲は、委託した資機材の管理運営の状況を必要に応じ検査することができる。

(帳票の備付)

第6条 乙は、機関日誌を備え付け、その使用状況を記録しておくものとする。

(運営方法)

- 第7条 乙は、資機材の運営に当たっては、別に甲が定める秋田県石油コンビナート等特別防災区域 災害対策用資機材管理要綱により取り扱うものとする。
 - 2 乙は、資機材の使用状況を毎年度末に甲に報告するものとする。

(費用の負担)

- 第8条 委託機関における資機材の維持管理に要する費用は、次の区分により負担するものとする。
 - (1)甲は、泡原液貯蔵設備修繕に要する費用を負担するものとする。
 - (2) 乙は、前号以外の維持管理に要する費用を負担するものとする。

(事前承認)

第9条 乙は、資機材の形状及び機能を変更しようとするときは、事前に文書をもって甲 の承認を受けるものとする。

(損害の賠償)

- 第10条 資機材の使用により第三者に損害を及ぼすおそれのある場合は、乙の責任において損害の発生を防止しなければならない。
 - 2 乙は、前項に違反してその義務を怠ったために第三者に損害を及ぼしたときは、乙 において賠償しなければならない。

(資機材の返環)

第11条 乙は、委託機関が満了したときは、乙の負担で資機材を甲の指定する期日までに 原状に復して甲に返還しなければならない。

ただし、甲が原状に復する必要がないと認めたときは、この限りでない。

(賠償の請求)

- 第12条 乙は、善良なる管理者の注意を怠り、若しくは不当に使用し、又は甲が不可抗力 と認める以外の理由で資機材を滅失し、若しくは損傷したときは、乙は原状の回復又は 損害の賠償の責に任じ、これによって生じた費用はいかなる名目をもってするも甲に請 求しないものとする。
 - 2 委託期間が満了した後に、乙に損害が生じた場合においても乙は甲にその 賠償を請求しないものとする。

(協議事項)

第13条 この協定に定めのない事項については、必要に応じて甲、乙協議のうえ定めるものとする。

附則 昭和60年4月1日付けで、秋田県知事と秋田市長との間に締結された本協定は、昭和60年12 月31日廃止する。

附則 この改定は、平成18年3月29日から効力を生ずるものとする。

附則 この改定は、平成21年12月17日から効力を生ずるものとする。

附則 この改定は、平成22年2月17日から効力を生ずるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ 各自その1通を保有するものとする。

平成22年2月17日

乙 秋田市山王一丁目1番1号 秋田市長 穂 積 志